

平成 30 年度 第 1 回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時 平成 30 年 8 月 20 日（月）幹部会終了後～
場所 正庁

1 名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について 【資料 1】（P 1）

2 市職員等による障害者差別に関する相談事例について 【資料 2】（P3）

3 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための
障害者差別解消推進条例（仮称）について 【資料 3】（P9）

4 その他

< 参考資料 >

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

1 名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について

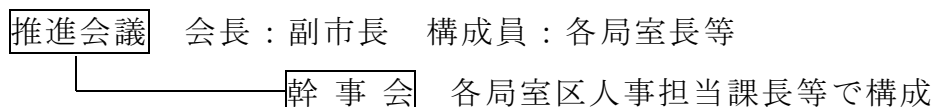
(1) 趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的とする。

(2) 所掌事項

- ア 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- イ 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- ウ その他障害者差別解消の推進に関すること

(3) 組織体制



【参考：平成 29 年度活動実績】

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

平成 29 年 6 月 5 日（月）	・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について ・市職員等による障害者差別に関する相談事例について
平成 30 年 1 月 29 日（月）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例について ・各職場における合理的配慮の好事例について 等

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会

平成 29 年 5 月 29 日（月）	・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について ・市職員等による障害者差別に関する相談事例について
平成 29 年 12 月 26 日（火）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例について ・各職場における合理的配慮の好事例について 等

2 市職員等による障害者差別に関する相談事例について

(1) 趣旨

平成 29 年度下半期に、各局室区から報告があった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

(2) 集計件数

件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
8 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件	4 件

(3) 相談事例の概要

・職員の対応（差別的言動）

相談者	障害当事者（発達障害）の家族
相談内容	保育園への入園を考え、見学について問い合わせをした。その際に、職員が保留をせず電話を引き継ごうとしたため、その間の職場での会話が相談者に聞こえてきたが、「来てもらっては困る。」「迷惑だ。」という内容の会話が相談者に聞こえた。（子ども青少年局）
対応	該当園名を伏せてほしいとの相談者からの申し出を受け、公立保育園全園長が出席する保育園長会において、電話での対応について、今回の事例を紹介し、 ・電話を取り次ぐ場合等は必ず保留にすること ・問い合わせ等について、不用意な発言等は慎むこと について、口頭での注意喚起を行うとともに、障害児保育の推進の重要性を確認した。また、平成 30 年度の公立保育園長研修会において、障害者差別解消法の趣旨や職員対応要領について再確認することを予定している。

・施設のバリアフリー関係

相談者	福祉事業者
相談内容	名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーに関する公開質問状の提出及びその回答依頼があった。（観光文化交流局）
対応	相談者が来庁時に公開の場での口頭回答をするとともに、回答内容を文書にして後日相談者が来庁した際に渡した。

※名古屋城木造天守におけるバリアフリー整備については、引き続き障害当事者の意見を聞きながら検討を続けている状況

相談者	不明（不明）※市民の声に寄せられた意見
相談内容	地下鉄栄駅から中区役所に車いすで行こうとすると、改札を出たら一旦地下街に降りて、近隣の商業施設のエレベーターを使わなければならない、非常に遠回りをしなければならない。中区役所前の公開空地などにエレベーターを増設できないか。（中区）
対応	中区役所前の公開空地でのエレベーター設置については、空地直下が中区役所ホールであり、地下街と直接つながっていないことから、エレベーターの設置はできない旨を回答

相談者	障害当事者（視覚障害）
相談内容	大曽根駅前地下施設のトイレへの誘導ブロックが、触知案内板（女子トイレ側に設置）へ誘導するように敷設されている。視覚障害者の多くは点字を読むことができないため、市営地下鉄のトイレと同様に男子トイレと女子トイレの間に誘導するようにしてほしい。（住宅都市局）
対応	誘導ブロックの敷設については、「現状でも福祉都市環境整備指針上問題はない。それ以上の対応は管理者判断に任せる。」との健康福祉局見解を相談者に回答。

※本市の整備する施設の技術的な標準を定める「福祉都市環境整備指針」では、公共交通機関における視覚障害者誘導用ブロックの敷設について、トイレへ分岐する経路上に敷設するものとしている。また、その際には、点状ブロックを触知案内板等から30cm程度離れた箇所に敷設するものとしており、現状は同指針の基準に反していない。

・その他の相談等

相談者	障害当事者（身体障害）
相談内容	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会における会議開催の公表を、会議開催日の1週間以上前とし、要約筆記の派遣を聴覚言語障害情報文化センターに依頼できるようにしてほしい。困難であれば、市側で要約筆記を手配してほしい。（観光文化交流局）
対応	早期に公表し、要約筆記の要望に対応できるよう努めていく。また、公表が直前となった場合は、申し出がなくても要約筆記を手配する。

相談者	障害当事者（知的障害）の家族
相談内容	トワイライトスクールの利用において、これまでは仕事をしていなかったため、本人が帰りたいモードになった際にも、連絡があればすぐ迎えに行けていた。今後、仕事を始めるにあたり、連絡があってもすぐに迎えにいけないことから、介助支援員などを付けてもらうことは可能か相談したところ、「支援員(※1)には順番がある。」、「支援員をつけるとかいう問題ではない。」とスタッフから言われた。（子ども青少年局）
対応	相談者からの問い合わせに対し、市は受託事業者に「配慮を要する児童の受入手順」に沿って対応するよう指示していることと、介助アシスタント(※2)であれば保護者からの申し出に基づき、申込みをトワイライトから出してもらうこともできることを説明。受託事業者に対し、本件について対応を依頼した結果、受託事業者が後日保護者と面談し、トワイライトサポーター(※3)の配置を視野に入れ受け入れとなった。 ※1 トワイライトスクール介助アシスタント及びトワイライトサポーターの総称 ※2 車いすを利用している児童等、自力での移動・食事や排泄が困難で、介助を必要とする児童に対して、トワイライトスクール又はトワイライトルームでの活動を支援する運営スタッフ ※3 理由もなく突然、殴る・噛みつく等の行為や、活動場所を飛び出す等の行為を起こすことが頻繁にあり、専門的知識や経験のある人員の支援を必要とする児童（その周囲の児童も含む）に対して、トワイライトスクール又はトワイライトルームでの活動を支援する運営スタッフ

相談者	不明（不明）※市民の声に寄せられた意見
相談内容	特別支援学級の児童はトワイライトスクールを利用できないのか。障害のない児童の場合には、保護者は特に何も聞かれず申込用紙を提出するだけなのに対し、特別支援学級の児童であることを伝えたと、発達のことしか聞かれず、「働く母親の制度」、「もっと子どもに手をかけてあげてください」というようなことを言われたと聞いた。（子ども青少年局）
対応	不快な思いをさせたことについて謝罪し、受託事業者に対し保護者に寄り添った対応をするよう指示することを伝えた。また、配慮を要する児童の受け入れについては、段階的な手続きの後、可能な限り受け入れるよう努めている旨を回答した。

相談者	障害当事者（不明）
相談内容	4点式杖（2本）使用者が市バス利用時に、スロープ板を出すように依頼したが、持ち手（？内容不明）を平らにしてもらえなかった。また別日に市バス利用した際には、スロープ板も出してもらえず、「わがままを聞いてもらえない。」と拒否されたこともあった。（熱田区→交通局）
対応	熱田区から交通局に引き継ぎ。交通局に引き継がれた時点で2ヶ月程度が経過しており、状況を確認しようとしたが、時刻等の詳細が不明で事実確認ができなかった。また、別日でバスが特定できたものについては受託事業者の運行系統であり、乗務員に聞き取りを行ったが覚えはないということだった。

【参考】本市の事業に関連する相談事例（1件）※30年度分

障害者差別相談センターに寄せられた相談のうち、本市の事業に関連するもの

・職員の対応（不当な差別的取扱い）

相談者	障害当事者（視覚障害）の家族
相談内容	民間事業者と市との共催事業のコンサートの観覧に行った。その際に、本人は視覚障害があるが、歩行可能であるのに、本人の意向に反し、車いすに乗せられた。又、指定席のチケットを購入していたのに、違う座席を案内され座らされた。（観光文化交流局関連）
対応	庁内推進会議に報告し、情報共有を図ることで、今後同様の事例が発生しないよう庁内での徹底を図るとともに、障害当事者や障害者団体及び関係機関から構成される障害者差別解消支援会議においても情報を共有し、今後の取り組みに活かす。民間事業者に対しては、問題について認識したうえで、謝罪を公開することを求める。

<参考>

○ 不当な差別的取扱い

正当な理由なく障害を理由として、サービス等の提供を拒否したり、提供にあたって場所や時間などを制限したり、障害のない方にはつけない条件をつけること。

⇒障害者でない方とは異なる不利益な扱いをすること

○ 合理的配慮の提供

障害者の性別、年齢、障害特性や具体的な場面に応じて異なるため、双方の話し合いによる相互理解を通じて、柔軟に対応がされる必要がある。

⇒ある人にとっては助けとなることが、別の人にとっては苦痛となることもある。相手の身になって本当に必要とされる援助を見極め、判断することが大切

目的

○障害者差別解消の推進に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

定義

○以下の5つの用語について定義する。

①障害者②社会的障壁③不当な差別的取扱い④合理的配慮⑤障害を理由とする差別

基本理念

○誰もが等しく基本的人権を生まれながらに有する個人として尊重され、自立した地域生活を営む権利が保障されることを前提として、以下を定める。

- ・あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会で他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと
- ・意思疎通や情報の取得等の手段選択の確保及び意思決定が困難な障害者への支援
- ・性別や年齢等の要因により特に困難な状況にある場合の適切な配慮
- ・障害者差別解消は、当事者間の建設的な対話による相互理解が基本
- ・災害時における障害特性に応じた適切な配慮
- ・子どもの頃から、障害の有無にかかわらず共に助け合い学び合う心の育成

責務

○市の責務

- ・障害及び障害者に関する理解の促進、障害者差別解消に関する施策の総合的かつ計画的な実施
- ・障害者差別解消に関する施策実施に必要な財政上の措置その他の措置

○事業者の責務

- ・障害及び障害者に関する理解、障害者差別解消に必要な措置への努力
- ・障害者差別解消に関する市の施策への協力

○市民の責務

- ・障害及び障害者に関する理解、障害者とともに課題解決するなど良好な環境づくりへの努力
- ・障害者差別解消に関する市の施策への協力

事前的改善措置

○市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める。

（参考例）施設のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上

差別の禁止

○「不当な差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供

区 分		不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
対象	行政機関	義務	義務
	民間事業者	義務	努力義務
	（参考例）	窓口対応拒否、順番の後回し	筆談・読み上げ、郵送・メール受付
内 容		障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること	障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと

○不当な差別的取扱いの禁止について、以下の9つの場면을例示列举

①福祉サービス、②医療、③教育、④労働及び雇用、⑤商品販売・サービス提供、⑥不動産取引、⑦建物、施設及び公共交通機関、⑧スポーツ・文化芸術活動等⑨情報提供・意思表示の受領

○障害を理由とする差別に該当しない「正当な理由」や「過重な負担」についての説明
市や事業者は、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めること

相談及び紛争解決の仕組み

○相談体制

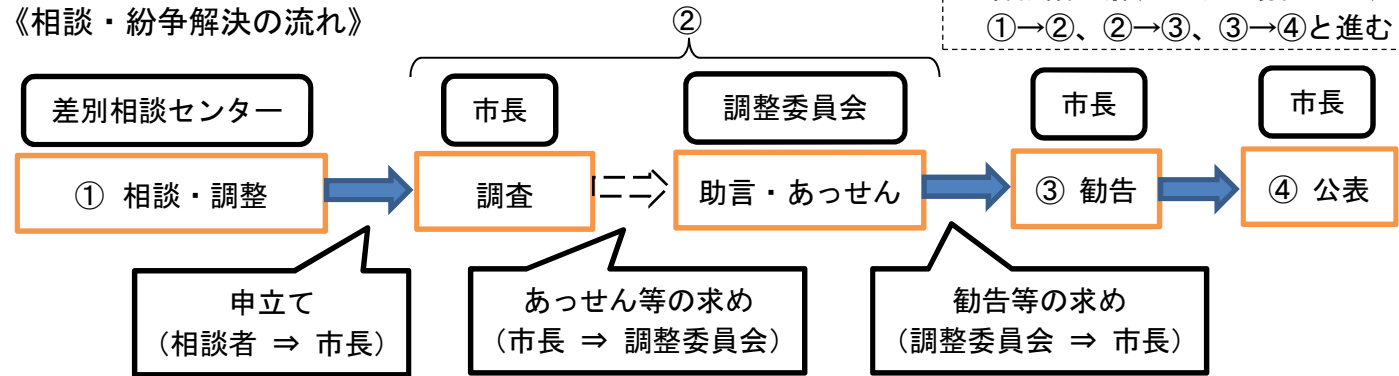
- ・障害者（その関係者含む。）又は事業者が、障害を理由とする差別の相談に関して相談することのできる窓口として、障害者差別相談センター、各区の地域の相談窓口を設置

○紛争解決の仕組み

対象：差別的取扱い・合理的配慮の提供 ※県条例では、差別的取扱いのみ

- ・原則として、当事者間の対話による紛争解決をめざすが、障害者差別相談センターによる調整によってもなお問題が解決する見込みのない悪質な事例への対応

《相談・紛争解決の流れ》



障害者差別解消を推進する取り組み

○普及・啓発 ○情報及び意思疎通 ○地域における取組

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的として、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- (2) 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- (3) その他障害者差別解消の推進に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第5条 推進会議の所掌事項について具体的な取り組みを協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進）をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 9月 1日から施行する。

別表 1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
市民経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
病院局長
消防長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表 2

会計室出納課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局財政部財政課長
市民経済局総務課長
市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
病院局管理部総務課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局監査第一課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局学校教育部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長